

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年2月7日(2013.2.7)

【公開番号】特開2011-144112(P2011-144112A)

【公開日】平成23年7月28日(2011.7.28)

【年通号数】公開・登録公報2011-030

【出願番号】特願2010-3932(P2010-3932)

【国際特許分類】

A 01 N	25/12	(2006.01)
A 01 N	25/00	(2006.01)
A 01 N	43/56	(2006.01)
A 01 N	41/10	(2006.01)
A 01 P	13/00	(2006.01)
A 01 N	25/10	(2006.01)

【F I】

A 01 N	25/12	1 0 1
A 01 N	25/00	1 0 1
A 01 N	43/56	G
A 01 N	41/10	A
A 01 P	13/00	
A 01 N	25/10	

【手続補正書】

【提出日】平成24年12月13日(2012.12.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

農薬活性成分、微細中空ガラス球状体及び粘結剤を含有する水田用農薬粒剤であって、微細中空ガラス球状体が、火山性ガラス質粉体を加熱して粉体表面の水分を0.3%以下にした後、900～1200で加熱、発泡させてなる微細中空球状発泡体であることを特徴とする水田用農薬粒剤。

【請求項2】

微細中空ガラス球状体が、20～80μmの平均粒径、0.1～0.5のかさ密度、20～85%の浮水率及び50%以上の静水圧強度を有する請求項1に記載の水田用農薬粒剤。

【請求項3】

微細中空ガラス球状体を、水田用農薬粒剤の重量を基準にして0.1～90重量%含有する請求項1又は2に記載の水田用農薬粒剤。

【請求項4】

粘結剤が、デキストリン、カルボキシメチルセルロース又はその塩及びポリビニルアルコールより選ばれる少なくとも1種であり、その合計の含有量が水田用農薬粒剤の重量を基準にして0.1～30重量%である請求項1～3のいずれか1項に記載の水田用農薬粒剤。

【請求項5】

微細中空ガラス球状体及び粘結剤を1:0.05～1:5.0の重量比で含有する請求

項1～4のいずれか1項に記載の水田用農薬粒剤。

【請求項6】

粒径が0.5mm～10mmの粒剤の形態である請求項1～5のいずれか1項に記載の水田用農薬粒剤。

【請求項7】

請求項1～6のいずれか1項に記載の水田用農薬粒剤を水田に均一散布することを特徴とする有害生物の防除方法。

【請求項8】

請求項1～7のいずれか1項に記載の水田用農薬粒剤を水溶性フィルムに分包してなる水田投げ込み用分包。

【請求項9】

請求項8に記載の水田投げ込み用分包を10aあたり1～30個ずつ水田に投げ込み処理することを特徴とする有害生物の防除方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

かくして、本発明は、農薬活性成分、微細中空ガラス球状体及び粘結剤を含有する水田用農薬粒剤であって、微細中空ガラス球状体が、火山性ガラス質粉体を加熱して粉体表面の水分を0.3%以下にした後、900～1200で加熱、発泡させてなる微細中空球状発泡体であることを特徴とする水田用農薬粒剤を提供するものである。